

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 東京南地区協会会則

施行 平成24年7月2日

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程
第4条第4項に基づき、東京南地区協会会則を次のとおり定める。

第1章 総 則

(名称)

第 1条 この会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会東京南地区協会（以下「地区協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2条 この会は事務所を東京都港区内に置く。

(組織)

第 3条 この会は、原則としてこの会の事業区域（大田区、品川区、目黒区及び港区、渋谷区、世田谷区等の一部）における会員をもって組織する。

2 この会の、統合・廃止及び名称は、地区協会（総会）理事会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

(目的)

第 4条 この会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービス利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 5条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第 6条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又個人とする。

(会費)

第 7条 会員は別に定める規則により会費を納入するものとする。

(入会及び退会)

第 8 条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2 この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第 3 章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第 9 条 この会は、第 4 条目的及び第 5 条事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(役職と選任)

第 10 条 地区協会に、次の役職を置く。

(1) 地区協会理事 50 人以内

(2) 地区協会監事 3 人以内

2 地区協会理事のうち 1 人を地区協会会長、4 人以内を地区協会副会長、20 人以内を地区協会常任理事とする。

3 地区協会理事及び地区協会監事（以下「地区協会理事等」という。）は、地区協会理事会において選任する。

第 11 条 地区協会会長及び地区協会副会長並びに地区協会常任理事は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会理事等の職務) 第 12 条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

2 地区協会副会長は会長を代行、補佐する。

3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

4 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第 13 条 地区協会理事等の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区協会理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第 14 条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会理事会の議決により、解任することができる。

(地区協会顧問)

第 15 条 この会に地区協会顧問を置くことができる。

- 2 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。
- 3 地区協会顧問は次の職務を行う。
 - (1) 地区協会会長の相談に応じること。
 - (2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること。

第4章 会 議

(種別)

- 第16条 この会に、地区協会理事会及び常任理事会を置く。
- 2 地区協会会長は、事業の運営を支援するため、事業委員会を設置できる。
 - 3 事業委員会の委員長および事業委員は地区協会会長が任命する。

(地区協会理事会の構成及び機能)

- 第17条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。
- 2 地区協会理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 本会則で地区協会理事会の議決事項とされている事項
 - (2) その他地区協会の運営に関する重要事項
 - 3 地区協会理事会は、次の事項について理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) その他地区協会の事業活動に関する重要事項
 - 4 地区協会理事会は、地区協会会長が必要と認めるとき、これを招集する。
 - 5 地区協会会長は地区協会理事会に諮るべき事項のうち、事前検討が必要と認める事項及び緊急に判断を要する事項等については、会長、副会長、常任理事で構成する常任理事会を開催し、協議することができる。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

- 第18条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれに当たる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事の中から互選されたものがこれにあたる。
 - 3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。
 - 4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事はあらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
 - 6 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。

- 7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第19条 地区協会監事は地区協会理事会及び常任理事会に出席して、その職務に関して意見を述べるができる。

(議事録)

第20条 地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、出席した地区協会理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 地区協会の会計

(会計)

第21条 地区協会の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

- 2 地区協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 地区協会の事務局

(事務局)

第22条 地区協会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。

- (1) 地区協会事務局長 1名
- (2) 事務職員 若干名
 - 2 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。
 - 3 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第7章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第23条 この会則は、定款、規程等の範囲内において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

1. この会則は平成24年7月2日から施行する。

会 費 規 則

1. 「会員に関する規程」第5条による会費は、この規則の定めるところによる。
2. 会費は次のとおりとする。
年会費 一口 6,000円
3. 会費は年1回払いとし、地区協会からの請求書等により納入するものとする。
4. 年度途中の入会者の会費は、月割計算とする。
5. 年度途中退会者の既納の会費は返還しない。
6. この規則の改廃は地区協会理事会の議決を要する。
7. この規則は、平成24年7月2日から施行する。

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会東京南地区協会表彰内規

施行 平成24年 7月 2日

第1条〔目的〕

本規定は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会東京南地区協会（以下「地区協会」という）の事業に著しく貢献のあったもの、または、特別な功績のあったものに対し、その功労に報いるとともに、あわせて協会事業の活性化を図ることを目的とする。

第2条〔表彰の種類等〕

表彰の種類等については、次表のとおりとする。

表彰の種類	内 容	備 考
1. 退任される地区協会役員への感謝状	地区協会の運営、発展に尽くされその功績が顕著で任期満了等で退任される方々に対して、退任にあたりその功労に深く感謝の意を表し感謝状等を贈呈する。	
2. 地区協会外の個人・事業所に対する感謝状	情報通信の発展と協会の事業に多大な貢献のあった方々、事業所に対して、深く感謝の意を表し感謝状等を贈呈する。	
3. 地区協会会員の模範となる個人・事業所への表彰状	情報通信サービスの利便の増進の模範となる事業所・個人の功績に対して表彰状又は、感謝状等を贈呈する。	
4. 新規会員を多数勧誘した個人・事業所への感謝状	本協会に新規会員を数多く勧誘し入会させた、事業所・個人の功績に対して感謝状等を贈呈する。	
5. 前各号のほか、特に表彰と認められた個人・事業所への表彰及び感謝状	前記各号に該当しないもので、本協会の目的達成及び事業の円滑な運営に著しい功績があった個人・事業所へ表彰及び感謝状等を贈呈する。	

第3条〔表彰等の具申〕

- (1) 前条に該当すると認められる個人・事業所については、事由を付して、地区協会長あて会員、事務局から具申しなければならない。
- (2) 具申した個人・事業所において、第2条に規定した事項に異動及び変更が生じたときは、その内容を速やかに地区協会長あて報告しなければならない。

第4条〔選考〕

第3条により具申された被表彰者の選考は、常任理事会において行う。

第5条〔意見の聴取〕

常任理事会は選考にあたり、必要に応じ顧問・相談役に意見を求めることができる。

第6条〔被表彰者の決定〕

- (1) 常任理事会は会員・事務局から具申された対象者について、過半数の同意の元、被表彰者を決定する。
- (2) 第2条各項の被表彰者は、若干名とする。

第7条〔表彰の実施時期〕

この内規による表彰は、原則として次により行う。
表彰は、理事会において行うが、必要に応じ適切な時期にその都度行う事もできる。

第8条〔表彰の内容〕

表彰は、表彰状、感謝状のいずれかを贈呈する。
この場合、副賞として記念品を贈呈する事ができる。

第9条〔雑則〕

この内規に定めていないものについては、その都度、常任理事会において決定するものとする。

付 則

1. この会則は平成24年7月2日から施行する。